省令

○総務省令第九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

総務大臣　松本　剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（具備すべき電波等） **第十二条**　［略］ ［2～8　略］ 9　次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。	（具備すべき電波等） **第十二条**　［同上］ ［2～8　同上］ 9　［同上］
無線設備	無線設備
［略］	［同上］
衛星非常用位置指示無線標識	衛星非常用位置指示無線標識
一　A三X電波一二一・五MHz 二　G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz 三　F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz	一　A三X電波一二一・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
［略］	［同上］
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備
［略］	［同上］
一　A三X電波一二一・五MHz 二　G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz 三　F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz	A三X電波一二一・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
［10～13　略］	［10～13　同上］